

令和4年大川市農業委員会第8回総会議事録

1. 開催日時 令和4年8月10日(水)
開 会 午前9時30分から午前10時30分まで
2. 開催場所 大川市役所 大会議室(3階)
3. 出席委員(13人)

1番	水落 常志	9番	武下 博子
2番	古賀 林允	10番	辻 正光
3番	宮崎 文夫		
4番	貞苺 謙二	12番	志牟田 文彦
5番	梅崎 正道	13番	植木 幸治
6番	山崎 忠文	14番	龍 靖男
7番	柿添千鶴子	15番	田中 博文
4. 欠席委員(2人)

8番	宮原 晶彦	11番	吉川 康則
----	-------	-----	-------
5. 傍聴人(0人)
6. 付議議題

議案第23号	農地法第3条許可申請について
議案第24号	農地法第4条許可申請について
議案第25号	農地法第5条許可申請について
議案第26号	大川市農用地利用集積計画について
報告第15号	農地法第18条第6項通知について
報告第16号	使用貸借の合意解約届出書について
7. 事務局
局長 中島 聖佳 主任主査 廣松 和徳
8. 会議の概要
(開会)

事務局 みなさん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから令和4年第8回大川市農業委員会総会を始めさせていただきます。
総会の定足数につきまして、ご報告いたします。農業委員会の在任委員15名中、13名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。
それでは、議事規則第4条の定めにより、会長より議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 本日、ここに令和4年第8回大川市農業委員会を招集しましたところ、委員各位には公私とも、ご多忙の折にもかかわらず、ご参集くださいまして誠にありがとうございました。それでは、出席委員は、定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。
それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される時は挙手をし、議長の許可を受けてから、議席番号、氏名を告げて発言をお願いします。
最初に、議案第23号農地法第3条の許可申請についてを議題といたします。
1番～3番について審議をお願いします。
職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (議案の朗読及び説明)

議長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。
それでは、1番についてご意見、ご質疑等ございませんか。

議長 他に、ご意見等なしと認めます。
ただいまから採決いたします。
1番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。
(全員挙手する)

議長 挙手全員であります。
よって、1番は申請どおり許可することに決しました。
次に、2番についてご意見、ご質疑等ございませんか。

議長 他に、ご意見等なしと認めます。
ただいまから採決いたします。

2番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。
(全員挙手する)

議 長 挙手全員であります。
よって、2番は申請どおり許可することに決しました。
次に、3番についてご意見、ご質疑等ございませんか。

議 長 他に、ご意見等なしと認めます。
ただいまから採決いたします。
3番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。
(全員挙手する)

議 長 挙手全員であります。
よって、3番は申請どおり許可することに決しました。
以上で、議案第23号農地法第3条の許可申請についての審議を終わりました。
次に、議案第24号農地法第4条許可申請についてを議題といたします。
1番～2番について審議をお願いします。
職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (議案の朗読及び説明)

1番の申請目的は、原木・製材置場であります。農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地である第3種農地で原則許可となります。こちらはもともと農業振興地域内農用地(青地)でしたが、除外申請がなされ令和3年6月総会で審議し、許可意見がだされています。今回は転用申請がなされたものです。事業敷地が市内に2か所ありますが、一か所に集約化するために、申請地を買受転用し事業用地とするものです。工事は令和4年9月15日着工であり、資金は銀行の残高証明書で確認しています。

2番の申請目的は、住宅用地の一部であります。農地区分は、「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」である第1種農地で原則不許可となりますが、今回は集落接続して設置される住宅として転用するもので例外的に許可基準を満たすこととなります。こちらはもともと農業振興地域内農用地(青地)でしたが、除外申請がなされ、令和3年12月総会で審議し、許可意見がだされています。今回は転用申請がなされたものです。こちらの申請地は既に住宅用地として使用されてありますが、

始末書等もいただいています。

以上により、1番～2番ともに許可妥当と考えますのでご審議をお願いします。

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。
それでは、1番について、地元委員さん補足説明はございませんか。

植木委員 1番について補足説明いたします。事前に連絡を受け現場を確認しておりますが、問題はないと思います。詳細は事務局から説明があったとおりです。

議 長 次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。
（「なし」という者あり）
他に、ご意見等なしと認めます。
ただいまから採決いたします。
1番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。
（全員挙手する）

議 長 挙手全員であります。
よって、1番は申請どおり許可することに決しました。
次に、2番について、地元委員さん補足説明はございませんか。

宮崎委員 2番について補足説明いたします。事前に連絡を受け現場を確認しておりますが、問題はないと思います。詳細は事務局から説明があったとおりです。

議 長 次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。
（「なし」という者あり）
他に、ご意見等なしと認めます。
ただいまから採決いたします。
2番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。
（全員挙手する）

議 長 挙手全員であります。
よって、2番は申請どおり許可することに決しました。
以上で、議案第24号農地法第4条の許可申請についての審議を終わりました。

た。

次に、議案第25号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。

1番～2番について、審議をお願いします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (議案の朗読及び説明)

1番の申請目的は、自己用住宅であります。農地区分は、「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」である第1種農地で原則不許可となりますが、今回は集落接続して設置される住宅として転用するもので例外的に許可基準を満たすこととなります。こちらはもともと農業振興地域内農用地(青地)でしたが、除外申請がなされ、令和3年12月総会で審議し、許可意見がだされています。今回は転用申請がなされたものです。譲受人と譲渡人は親子です。工事は令和4年9月10日着工であり、資金は銀行の住宅ローン仮審査で確認しています。

2番の申請目的は、事務所及び駐車場用地であります。申請地の右側に塗りつぶし部分があると思います。こちらは雑種地でありまして、そちらと今回の転用申請地をあわせて事務所及び駐車場用地とするものです。農地区分は、「一団の農地の規模が10haに満たない程度の農地の区域内にある農地」である第2種農地で許可基準を満たすこととなります。工事は令和4年9月10日着工であり、資金は銀行の残高証明書で確認しています。

以上により、1番～2番ともに許可妥当と考えますのでご審議をお願いします。

議長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。

それでは、1番について、地元委員さん補足説明はございませんか。

宮崎委員 1番について補足説明いたします。事前に連絡を受け現場を確認しておりますが、問題はないと思います。詳細は事務局から説明があったとおりです。

議長 次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。

(「なし」という者あり)

他に、ご意見等なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

1番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(全員挙手する)

議 長 挙手全員であります。
よって、1番は申請どおり許可することに決しました。
次に、2番について、地元委員さん補足説明はございませんか。

志牟田委員 2番について補足説明いたします。事前に連絡を受け現場を確認しておりますが、問題はないと思います。詳細は事務局から説明があったとおりです。

議 長 次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。
(「なし」という者あり)
他に、ご意見等なしと認めます。
ただいまから採決いたします。
2番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。
(全員挙手する)

議 長 挙手全員であります。
よって、2番は申請どおり許可することに決しました。
以上で、議案第25号農地法第5条の許可申請についての審議を終わりました。
次に、議案第26号大川市農用地利用集積計画についてを議題といたします。
職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (議案の朗読及び説明)

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。
それでは、ご意見、ご質疑等ございませんか。
(「なし」という者あり)
他に、ご意見等なしと認めます。
ただいまから、採決いたします。
農用地利用集積計画について、賛成の委員の挙手をお願いします。
(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって、農用地利用集積計画は計画のとおり決定されることに賛成の意見を

付することに決しました。

以上で、議案第26号大川市農用地利用集積計画についての審議を終わりました。

次に、報告第15号農地法第18条第6項の通知についてを議題といたします。

職員に報告の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (報告の朗読及び説明)

議長 職員の報告の朗読及び説明が終わりました。
みなさん、ご質疑等ございませんか。

他に、ご意見等なしと認めます。

以上で、報告第15号を終わります。

次に、報告第16号使用貸借の合意解約届出書についてを議題といたします。

職員に報告の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (報告の朗読及び説明)

議長 職員の報告の朗読及び説明が終わりました。
みなさん、ご質疑等ございませんか。

(「なし」という者あり)

他に、ご意見等なしと認めます。

以上で、報告第16号を終わります。

議長 以上で審議を終わりました。

議長 次に、署名委員を氏名いたします。

12番 志牟田 文彦 委員

13番 植木 幸治 委員

を指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、左様決しました。

以上で、第8回大川市農業委員会総会を閉会致します。